明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令（三二）　二
○証人等の被害についての給付に関する法律施行令の一部を改正する政令（三三）　三
○公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（三四）　三
○海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令（三五）　四
○国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令の一部を改正する政令（三六）　四
○国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（三七）　五
○国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令（三八）　六

〔府　令〕
○銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（内閣府五）　六

〔府令・省令〕
○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・財務・経済産業一）　六
○労働金庫法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・厚生労働一）　六
○農林中央金庫法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・農林水産一）　六

〔告　示〕
○内閣府関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する告示の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業について定める件（内閣府一二）　六

本号で公布された法令のあらまし

◇警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第三二号）〔警察庁〕

1　常時介護を要する状態にあり実費を支出して介護を受けた日がある場合の介護給付の限度額を一〇万四、五三〇円に、常時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合の介護給付の額を五万六、七二〇円に、随時介護を要する状態にあり実費を支出して介護を受けた日がある場合の介護給付の額を二万八、三六〇円にそれぞれ引き下げることとした。（第七条の二第二項関係）

2　この政令は、平成二三年四月一日から施行することとした。

◇証人等の被害についての給付に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第三三号）〔法務省〕

1　常時介護を要する状態にあり実費を支出して介護を受けた日がある場合の介護給付の限度額を一〇万四、五三〇円に、常時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合の介護給付の額を五万六、七二〇円に、随時介護を要する状態にあり実費を支出して介護を受けた日がある場合の介護給付の限度額を五万二、二七〇円に、随時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合の介護給付の額を二万八、三六〇円にそれぞれ引き下げることとした。（第五条の二第二項関係）

2　この政令は、平成二三年四月一日から施行することとした。

◇公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（政令第三四号）〔文部科学省〕

1　常時介護を要する状態にあり実費を支出して介護を受けた日がある場合の介護補償の限度額を一〇万四、五三〇円に、常時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合の介護補償の額を五万六、七二〇円に、随時介護を要する状態にあり実費を支出して介護を受けた日がある場合の介護補償の限度額を五万二、二七〇円に、随時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合の介護補償の額を二万八、三六〇円にそれぞれ改定することとした。（第六条の二第二項関係）

2　この政令は、平成二三年四月一日から施行することとした。

◇海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第三五号）〔国土交通省〕

1　常時介護を要する状態にあり実費を支出して介護を受けた日がある場合の介護給付の限度額を一〇万四、五三〇円に、常時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合の介護給付の額を五万六、七二〇円に、随時介護を要する状態にあり実費を支出して介護を受けた日がある場合の介護給付の限度額を五万二、二七〇円に、随時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合の介護給付の額を二万八、三六〇円にそれぞれ引き下げることとした。（第四条の二第二項関係）

2　この政令は、平成二三年四月一日から施行することとした。